

平成 21 年 6 月 6 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社セラーテムテクノロジー
代 表 者 名 代表取締役社長 今井 一孝
(コード番号 4330、大証ヘラクレス市場)
本 社 所 在 地 東京都港区東新橋 2 丁目 11 番 7 号

株主による新株式ならびに新株予約権社債の発行差止仮処分命令の申立てに関するお知らせ

当社が平成 21 年 6 月 1 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式の発行ならびに第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権社債の発行につき、当社の株主から差止請求に係る仮処分の申立てがなされ、平成 21 年 6 月 5 日付けで仮処分命令申立書および疎明資料の副本の送付を受けましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 差止の請求に至った経緯

平成21年 6 月 1 日に開示いたしました「第三者割当による新株式の発行並びに第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権社債の発行に関するお知らせ」の通り、当社は同日開催の取締役会において、資本増強を図ることにより、当社の脆弱な財務基盤を強化し、当社グループ成長戦略を積極的に実行することを決議しております。

しかしながら、当社株主より平成21年 6 月 5 日付けで、当該新株発行を差止める仮処分の申立てが東京地方裁判所民事部に行われました。

2. 仮処分の申立てをした株主の名称等

- (1) 名称 有限会社大阪進学スクール
- (2) 住所 大阪府大阪市都島区高倉町二丁目 1 番 4 号
- (3) 代表者の役職氏名 代表取締役 上水 満治
- (4) 所有株式数および所有割合 950株 1.2% (平成20年12月31日時点)
- (5) 当社との関係 株主

3. 申立てがなされた日

平成21年 6 月 5 日



4. 申立ての内容・理由

平成21年6月1日開催の当社取締役会において決議された第三者割当による新株式発行ならびに第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権社債の発行につき、発行価格および転換価格を直近3ヶ月の平均株価に0.95を乗じた金額で算定したことが「特に有利な価格」に該当し、法令に違反すること、また、既存株主の持分比率に大きな影響を与えることは、著しく不公正な方法による発行に該当することを理由とし、その発行を差止める仮処分申立て。

5. 今後の見通し

平成21年6月1日開催の当社取締役会において決議された第三者割当による新株式発行ならびに第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権社債の発行につき、法令に違反または不公正な方法による発行に該当するなどの事実は全く無いと当社では判断しており、事実関係を含め全面的に争う予定です。今後事態の進展に応じ、必要な事項を適時開示して参ります。

なお、東京地方裁判所より本件発行差止めの仮処分命令が下された場合、当社は予定しておりました資金調達ができなくなることから、当社の営業活動の再構築に関する投資および今後の成長戦略への速やかな展開が図れなくなる可能性があります。

また、当該仮処分申立てが当社の業績に与える影響は現時点においては不明であります。開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社セラーテムテクノロジー IR担当
TEL: 03-5408-5780